

保険会社向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>Ⅲ－２ 保険業法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ－２－１ 生命保険募集人の登録事務</p> <p>生命保険募集人の登録事務にあたっては、以下の点に留意して、行うこととする。</p> <p>(1) 登録申請書の受理及び確認</p> <p>① ～ ③ (略)</p> <p>④ 登録申請書の審査基準等</p> <p>ア. ～ ウ. (略)</p> <p>エ. 申請書の内容に不備が判明したときは、登録申請書を代申支社に返戻し、補正させる。</p> <p>なお、当該登録の申請等にあたっては、募集人の職種を次のとおり区分する。</p> <p>(ア) 内勤職員（記号「内」）</p> <p>生命保険会社の役員（代表権を有する役員及び監査役、監査委員会の委員を除く。）又は使用人で就業規則等により内勤職員とされる者又はこれに準じる者</p> <p>(イ) 営業職員（記号「営」）</p> <p>生命保険会社の使用人で主に保険の募集を行い就業規則等により営業職員とされる者又はこれに準じる者</p> <p>(ウ) 個人募集代理店（記号「個」）</p> <p>生命保険会社の委託を受けた個人</p> <p>(エ) 法人募集代理店（記号「法」）</p> <p>生命保険会社の委託を受けた法人</p> <p>(オ) 個人募集代理店使用人（記号「個使」）</p> <p>(ウ) の使用人</p> <p>(カ) 法人募集代理店使用人（記号「法使」）</p>	<p>Ⅲ－２ 保険業法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ－２－１ 生命保険募集人の登録事務</p> <p>生命保険募集人の登録事務にあたっては、以下の点に留意して、行うこととする。</p> <p>(1) 登録申請書の受理及び確認</p> <p>① ～ ③ (略)</p> <p>④ 登録申請書の審査基準等</p> <p>ア. ～ ウ. (略)</p> <p>エ. 申請書の内容に不備が判明したときは、登録申請書を代申支社に返戻し、補正させる。</p> <p>なお、当該登録の申請等にあたっては、募集人の職種を次のとおり区分する。</p> <p>(ア) 内勤職員（記号「内」）</p> <p>生命保険会社の役員（代表権を有する役員及び監査役、監査委員会の委員を除く。）又は使用人で就業規則等により内勤職員とされる者又はこれに準じる者</p> <p>(イ) 営業職員（記号「営」）</p> <p>生命保険会社の使用人で主に保険の募集を行い就業規則等により営業職員とされる者又はこれに準じる者</p> <p>(ウ) 個人保険代理店（記号「個」）</p> <p>生命保険会社の委託を受けた個人</p> <p>(エ) 法人募集代理店（記号「法」）</p> <p>生命保険会社の委託を受けた法人</p> <p>(オ) 個人募集代理店使用人（記号「個使」）</p> <p>(ウ) の使用人</p> <p>(カ) 法人募集代理店使用人（記号「法使」）</p>

現 行	改 正 案
<p>(エ) の役員（代表権を有する役員及び監査役、監査委員会の委員を除く。）及び使用人</p> <p>Ⅲ－2－2 損害保険代理店の登録事務</p> <p>損害保険代理店の登録事務にあたっては、以下の点に留意して、行うこととする。</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(7) 保険募集に従事する役員又は使用人届出（法第302条の届出）</p> <p>① 法第302条にいう保険募集に従事する役員又は使用人とは、代理店の事務所に勤務し、かつ、保険募集に関し所定の教育を受け、その代理店の管理のもとで保険募集を行う者をいう。なお、上記の者が他の代理店又は損害保険会社において保険募集に従事する役員又は使用人にはなれないことに留意する。</p> <p>② 保険募集に従事する役員又は使用人を追加する場合は、法第302条の規定による届出日以降でなければ保険募集を行わせることができないことに留意する。</p>	<p>(エ) の役員（代表権を有する役員及び監査役、監査委員会の委員を除く。）及び使用人</p> <p><u>(注) (ウ) の使用人や (エ) の役員及び使用人とは、保険代理店から保険募集に関し適切な教育・管理・指導を受けて保険募集を行う者をいう。なお、当該使用人については、これに加えて、保険代理店の事務所に勤務し、かつ、保険代理店の指揮監督・命令のもとで保険募集を行う者である必要があることに留意する。</u></p> <p><u>また、法第275条第3項に規定する場合を除き、保険募集の再委託は禁止されていることに留意する。</u></p> <p>Ⅲ－2－2 損害保険代理店の登録事務</p> <p>損害保険代理店の登録事務にあたっては、以下の点に留意して、行うこととする。</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(7) 保険募集に従事する役員又は使用人届出（法第302条の届出）</p> <p>① 法第302条にいう保険募集に従事する役員又は使用人とは、<u>保険代理店から保険募集に関し適切な教育・管理・指導を受けて保険募集を行う者をいう。なお、当該使用人については、これに加えて、保険代理店の事務所に勤務し、かつ、保険代理店の指揮監督・命令のもとで保険募集を行う者である必要があることに留意する。</u></p> <p><u>また、法第275条第3項に規定する場合を除き、保険募集の再委託は禁止されていることに留意する。</u></p> <p>② <u>保険募集に従事する役員又は使用人は、他の保険代理店又は損害保険会社において保険募集に従事する役員又は使用人にはなれないことに留意する。</u></p> <p>③ 保険募集に従事する役員又は使用人を追加する場合は、法第302条の規定による届出日以降でなければ保険募集を行わせることができないことに留意する。</p>